

大阪市港区役所窓口サービス課（保険年金） 臨時的任用職員採用試験要項

令和7年6月30日
大阪市港区役所

1 採用予定者数・受験資格・任用期間

採用予定者数	受 験 資 格
1 名 (事務職員)	次のいずれにも該当する者 (1) パソコン（エクセル・ワード等）の基本的な操作ができる者 (2) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない者 【地方公務員法第16条（抜粋）】 (欠格条項) 1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者 4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 (3) 日本国籍を有する者 本任用は、公務員に関する基本原則（日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできないという原則）に基づき行われます。 ※年齢、学歴は問いません。
任 用 期 間	令和7年8月1日から令和8年1月31日 ※ ただし、上記任用期間終了後、本市が引き続き臨時的任用職員の任用が必要と認める場合は、令和8年3月を超えない期間で更新することがあります。

2 筆記（作文）試験【事前提出】

応募時に筆記試験を実施します。所定の申込書等とあわせて提出してください。

課 題：「市民から信頼される職員となるために大切なことや心がけるべきことは何か、あなたの考えを述べなさい」について400字程度で記載してください。

解答様式：港区役所窓口サービス課（保険年金）臨時的任用職員採用筆記試験解答用紙

3 面接試験

日 時：令和7年7月23日（水）

集合時間：後日「受験案内」によりお知らせします。

※ 試験の可否については、筆記（作文）試験及び面接試験の結果により決定します。

4 受験手続

受験申込については、持参または郵便等にて受け付けます。

申込方法	【受付期間】 令和7年6月30日（月）から令和7年7月15日（火）まで [持参の場合：上記期間の午前9時～午後5時30分まで（土、日曜日、祝日を除く）] [郵便等の場合：令和7年7月15日（火）必着（当日消印ではなく<u>必着</u>です）] 【提出先】 〒552-8510 大阪市港区市岡1-15-25（港区役所1階15番窓口） 大阪市港区役所窓口サービス課（保険年金・管理グループ） ※ 郵便等の場合は、必ず簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）で送付してください。また、料金不足の場合は受け付けません。 ※ 「臨時的任用職員採用試験申込書等在中」と朱書きした封筒に入れて、送付（持参）してください。 【必要書類】 次の書類等に不備がある場合は試験を受験できないことがあります。 (1) <u>大阪市臨時的任用職員採用試験申込書：1通</u> ※ 過去3ヶ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。 ※ 記載内容に虚偽が判明した場合は、合格を取り消すことがあります。 (2) <u>申し立て書：1通</u> (3) <u>港区役所窓口サービス課（保険年金）臨時的任用職員採用筆記試験解答用紙</u> (4) <u>「受験案内」送付用の定型封筒(長形3号)：1通</u> ※ 必ず宛先を記載のうえ110円切手を貼付してください。切手の提出がない場合は、受験案内の送付をしませんので、必ず提出してください。 ※ 大阪市臨時的任用職員採用申込書（上記(1)）、申し立て書（上記(2)）、(3)港区役所窓口サービス課（保険年金）臨時的任用職員採用筆記試験解答用紙（上記(3)）は本市所定の様式に限ることとし、後掲の申込書配付場所まで来庁して受取るか、大阪市港区役所ホームページから取得するか、いずれかで対応してください
受験案内の送付	試験の日時、場所等の詳細については、令和7年7月16日（水）以降に送付する受験案内により受験者本人あて通知します。 なお、令和7年7月22日（火）午前中までに受験案内が届かない場合は、大阪市港区役所窓口サービス課（保険年金・管理グループ）あてご連絡ください。

5 従事する職務等

職 務 内 容
大阪市港区役所窓口サービス課に勤務し、次の業務に従事する。 (1) 国民健康保険関係業務 (2) 後期高齢者医療関係業務 (3) 国民年金関係業務 (4) その他関連業務に関する事務 ※ 上記(1)～(4)の業務における窓口対応、電話対応、事務処理、パソコン入力作業等を含みます。

6 勤務条件

勤務場所	大阪市港区役所窓口サービス課（保険年金）
勤務日、勤務時間、休日、休暇	(1) 勤務日 月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始を除く） (2) 勤務時間 午前9時から午後5時30分（うち休憩時間45分） ※ 金曜日の延長開庁（午後5時30分から午後7時）の対応及び日曜開庁（毎月第4日曜日の午前9時から午後5時30分）等の対応により、指定された勤務時間・休日を変更する場合があります。 (3) 休日 土、日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日） (4) 休暇 年次休暇10日（付与期間：令和7年8月1日から令和8年1月31日）、その他特別休暇（忌引休暇、子の看護休暇等）があります。
給料等	(1) 給料 月額213,556円（地域手当を含む、令和7年6月現在） ※ 給与改定等により採用時に変更されることがあります。 ※ 職歴などがある方には、その経歴に応じて加算される場合があります。 ※ その他、各種手当（扶養手当、住居手当、期末・勤勉手当等）があります。 (2) 通勤手当 1ヶ月あたり55,000円までで、最も経済的な経路の6ヶ月以内の最長の定期券額 (3) 超過勤務手当 時間外勤務の勤務実績に基づき支給します。 (4) 支給日： 月末締め、原則当月17日払い（1月は18日） ただし、支給日が土曜日・日曜日・祝日の場合は前後することがあります。
社会保険	健康保険（大阪市職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。

7 結果の発表

選考の結果発表については、令和7年7月24日(木)付け(予定)で受験者全員に本人あて通知します。なお、電話での問い合わせにはお答えできません。

8 その他

- (1) この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- (2) 試験当日、特別な事情もなく開始時刻に遅刻した場合は、受験できません。
- (3) 受験者の成績が一定基準に達しない場合は、合格者が不在となることがあります。
- (4) 受験に際して大阪市が収集した個人情報(職員の採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します)。
- (5) 受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

【この試験についての問い合わせは】

大阪市港区役所窓口サービス課(保険年金・管理グループ)【担当：橋本、裏住】

〒552-8510

大阪市港区市岡1-15-25 港区役所1階15番窓口

電話：(06) 6576-9946 FAX：(06) 6576-9991

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】(抜粋)

(倫理原則)

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

(職員倫理規則)

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則(以下「職員倫理規則」という。)を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあつては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと